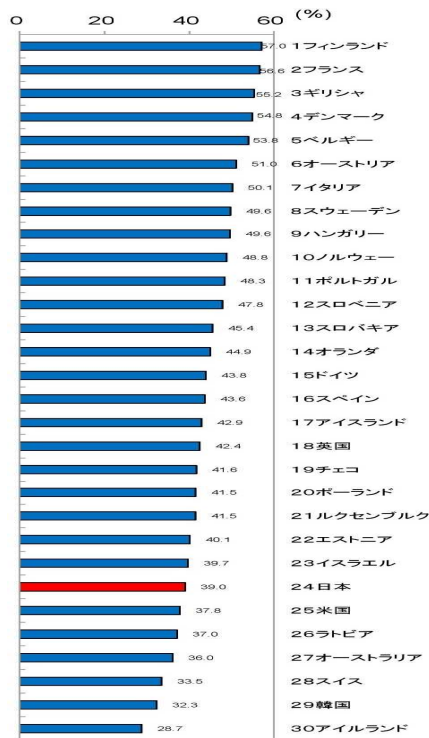


VI. 高等教育を支える投資 関係資料

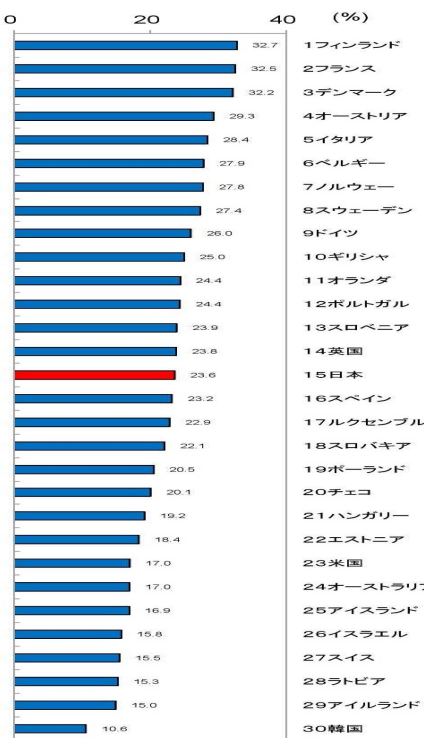
OECD諸国の政府支出及び収入の関係(2015年)

財政構造を諸外国と比較すると、社会保障支出対GDP比の規模は国際的に中程度である一方、租税収入は低い水準であり、財政収支はOECD諸国で比較しても悪い状況。また、社会保障以外の支出規模は最低水準となっている。

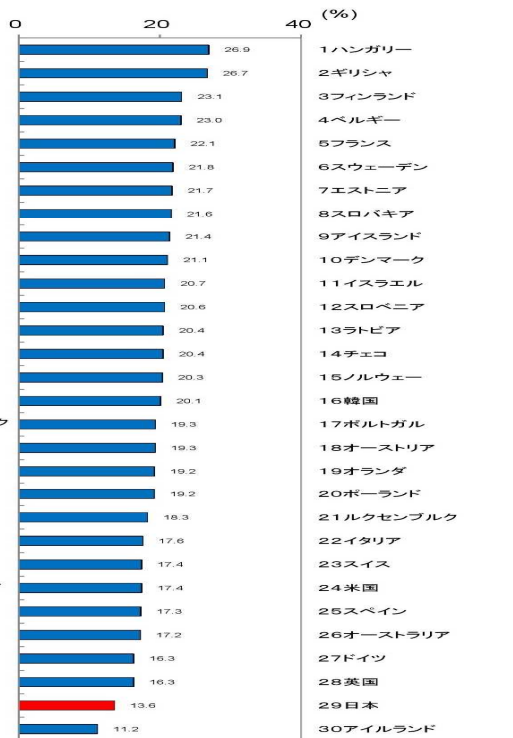
政府の総支出（対GDP比）



政府の社会保障支出（対GDP比）



政府の社会保障以外の支出（対GDP比） ※利払費を覗く

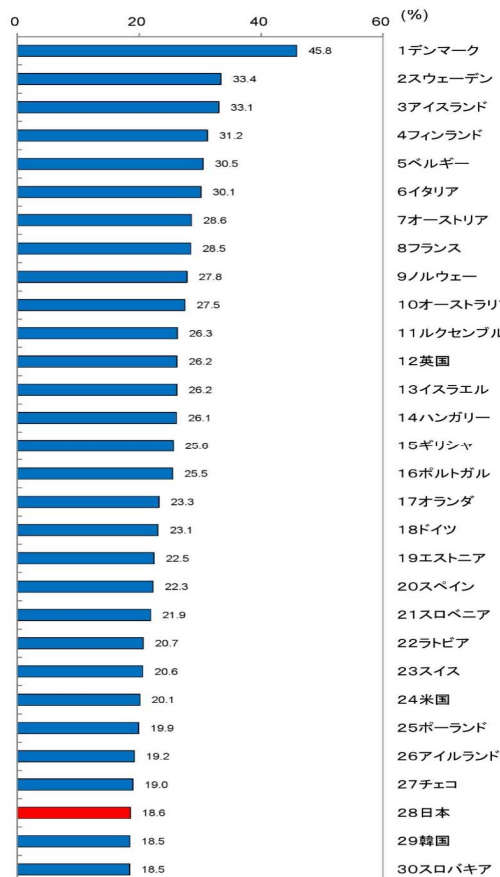


【出典】OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」（注1）日本は2015年度実績、諸外国は、2015年実績（オーストラリアは2014年実績）。

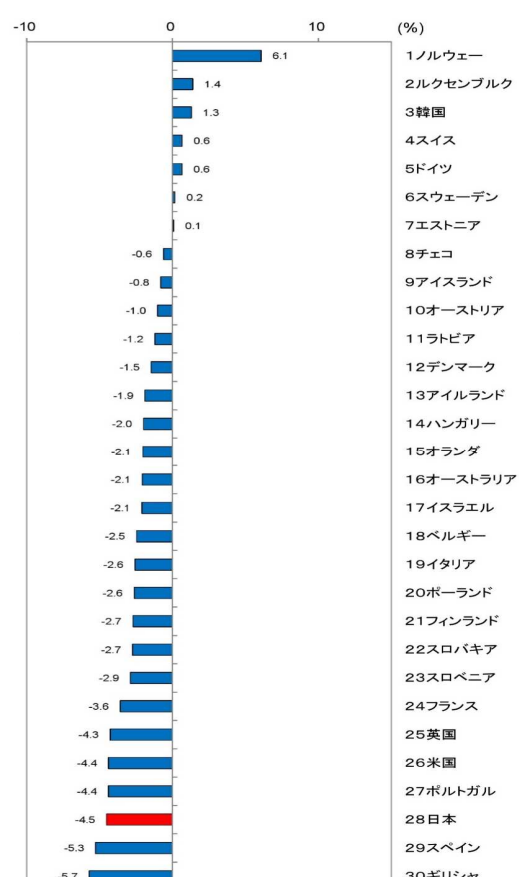
（注2）一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。（注3）政府の総支出には利払費が含まれている。

（資料）財務省「日本の財政関係資料」（平成30年3月）

政府の租税収入（対GDP比）



政府の財政収支（対GDP比）



【出典】租税収入対GDP比はOECD “Revenue Statistics”、同 “National accounts” 等、財政収支はOECD “Economic Outlook 102”

（注1）日本は2015年度実績、諸外国は2015年実績（オーストラリアは2014年実績）。

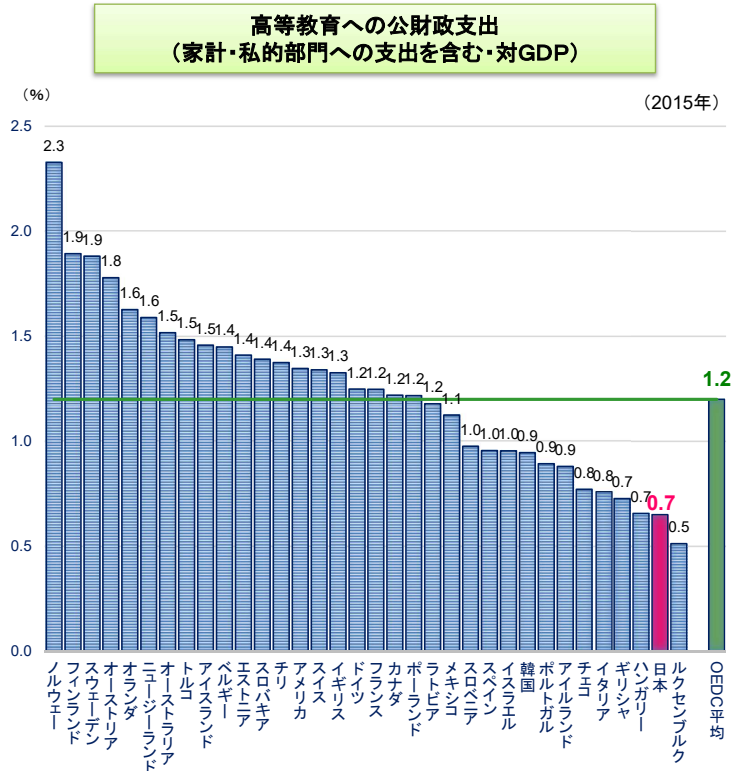
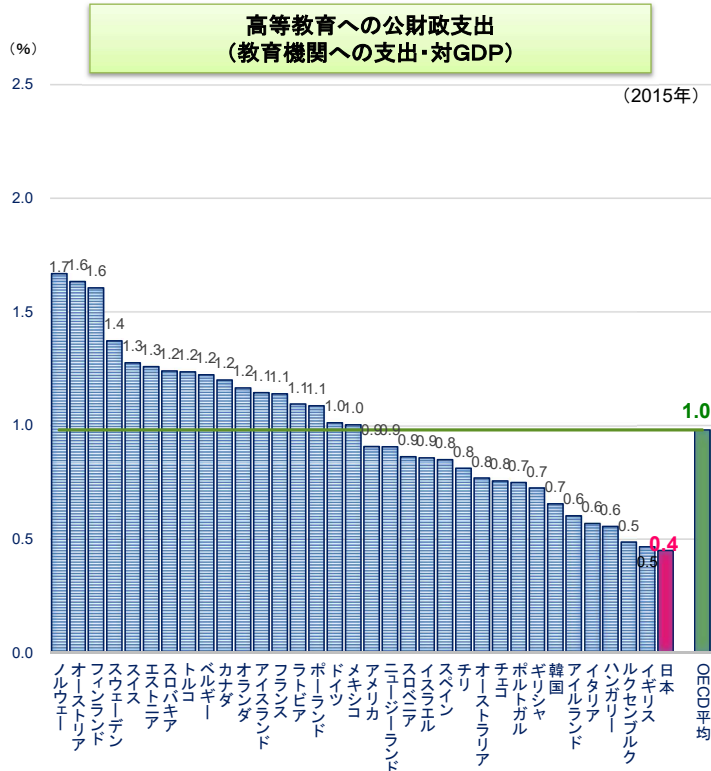
（注2）一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本及び米国の財政収支は社会保障基金を除いたベース。

また、日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた値。

（資料）財務省「日本の財政関係資料」（平成30年3月）

高等教育への公財政支出(対GDP比)

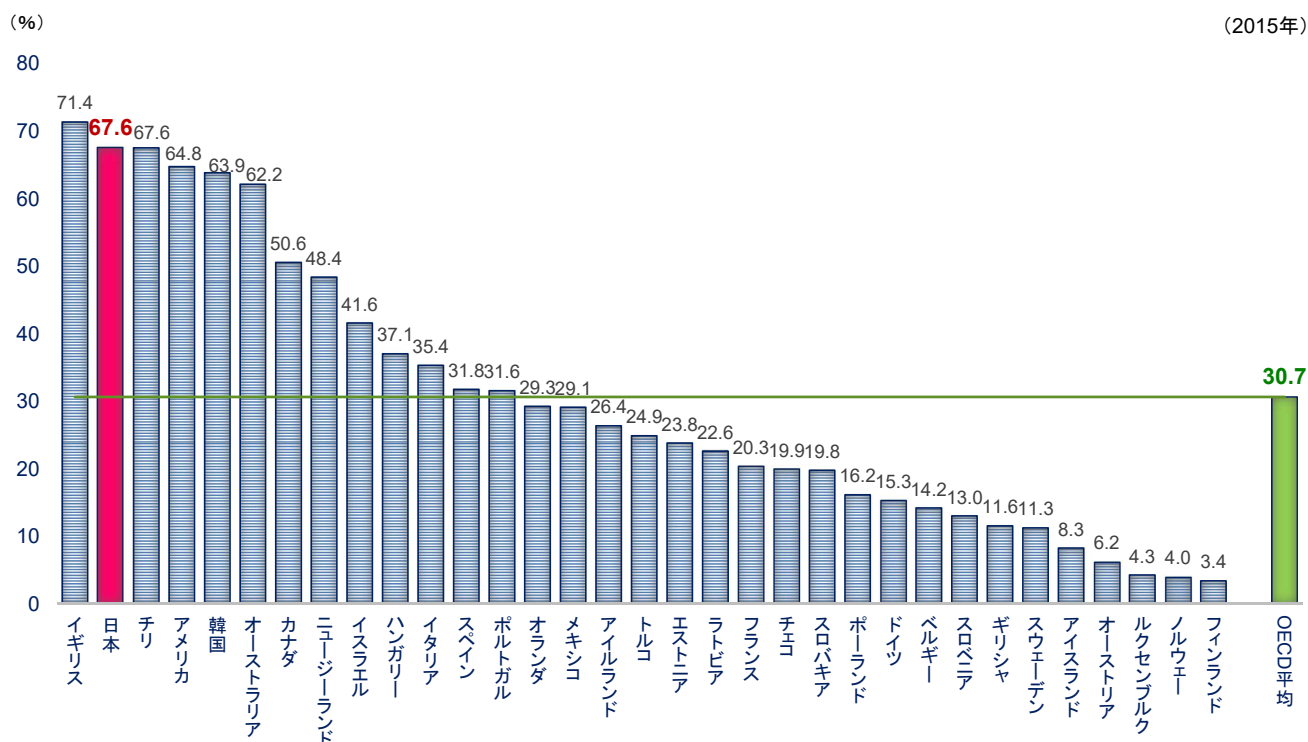
国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。



(出典)「OECD 図表でみる教育(2018)」 (注)「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。

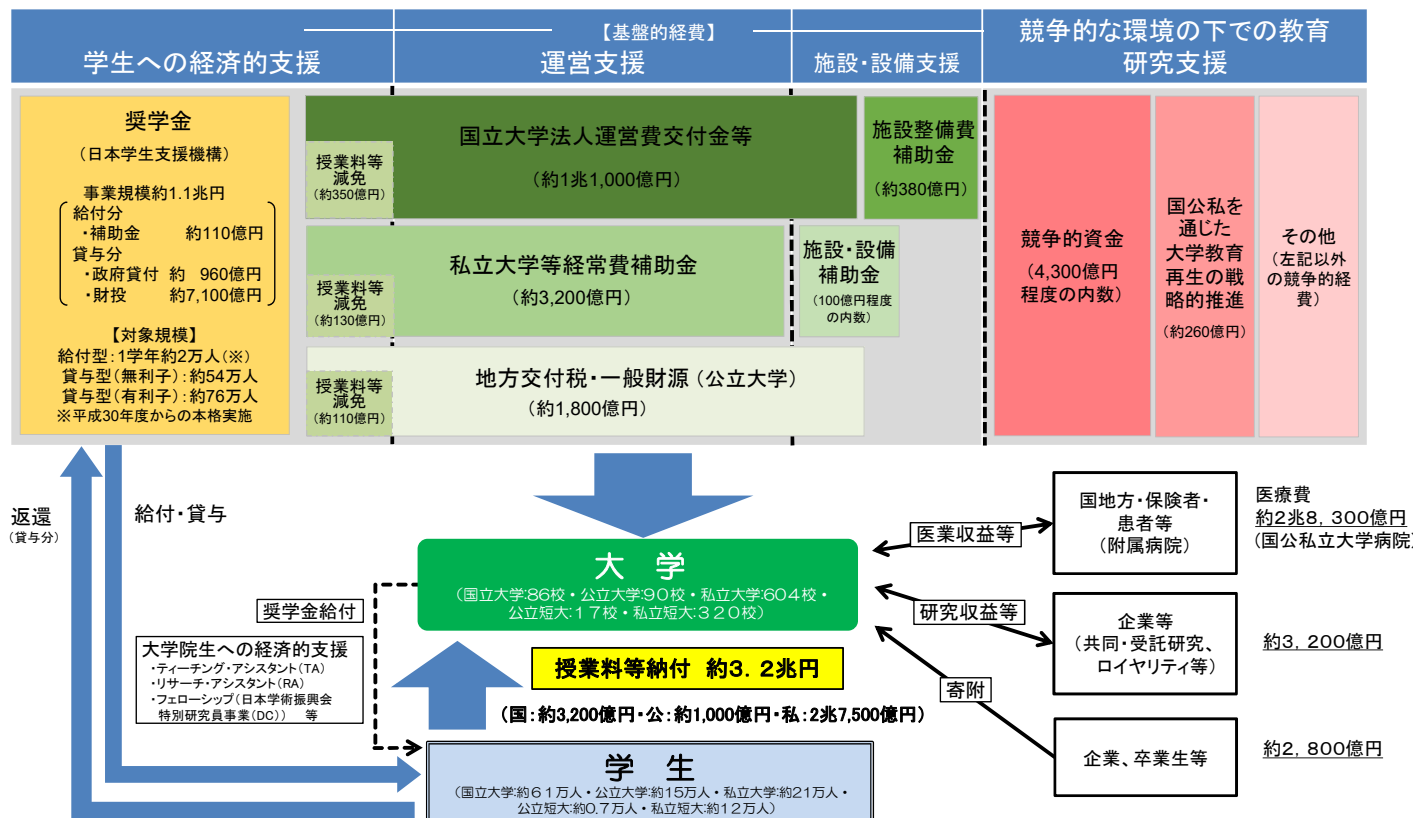
高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合はOECD加盟国の中で高い水準。



(注)奨学金等の個人補助を含まない。
(出典) OECD「Education at a Glance 2018」

大学段階における財政措置と費用負担の仕組み



注) 財政措置は平成30年度予算(当初)をベースに算出。(国立大学法人運営費交付金等及び施設整備費補助金は大学共同利用機関法人等も含む。私立大学等経常費補助金は高等専門学校を設置する学校法人分も含む。公立大学は平成29年度の各都道府県市町村の各公立大学に対する当初予算を合計した数値。大学数、学生数は平成29年度の数値(募集停止校を含む)。)

授業料等納付額は平成28年度の数値(大学学部・大学院・短期大学の合計)。学生への経済的支援に関しては、このほか税制上の優遇措置(勤労学生控除、扶養控除等)も実質的に支援の機能を有している。

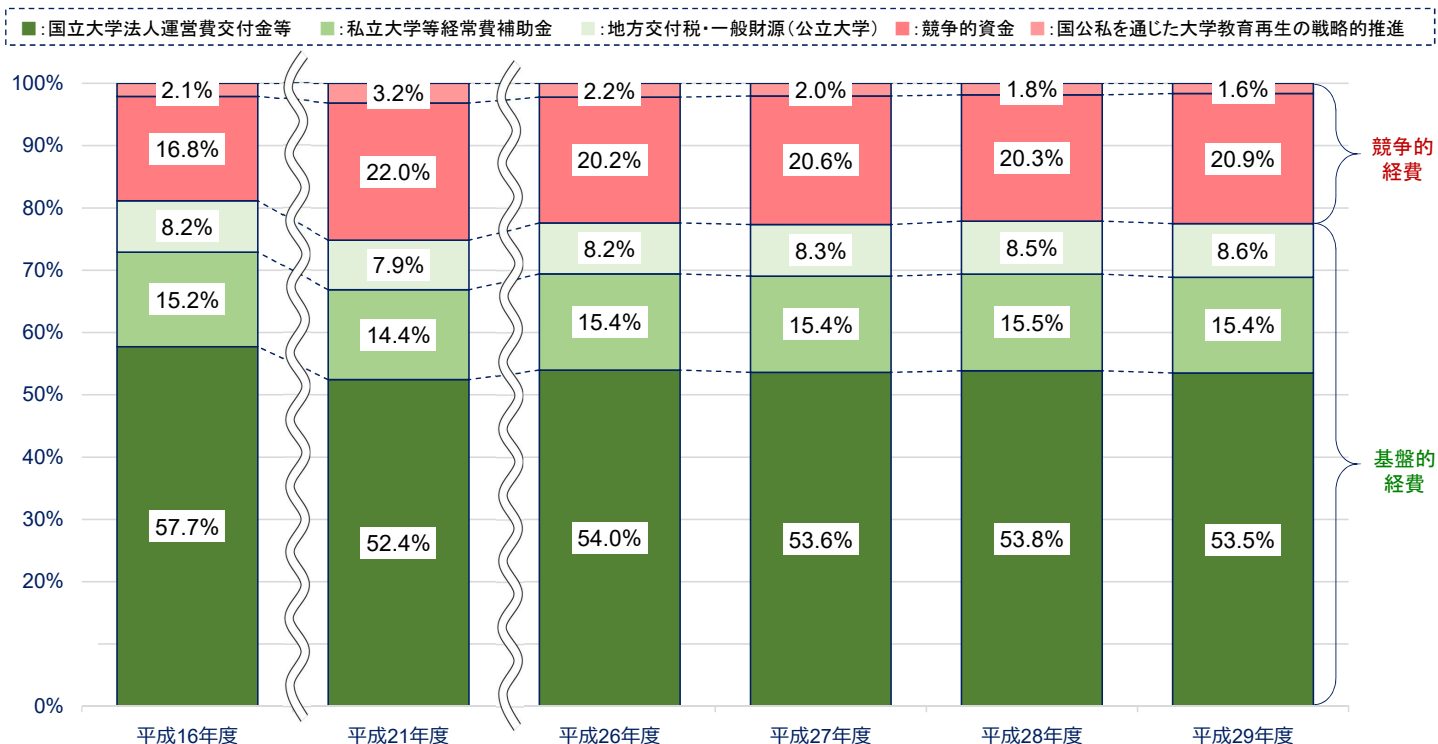
医療費は厚生労働省「平成28年度 医療費の動向」による平成28年度の額(Ⅲ 医療機関種類別の概算医療費 (1)入院・入院外計 表6-1 医療費の推移)。

研究収益等は文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」による平成28年度の額。(共同研究全体・受託研究全体の研究費受入額、治験等の試験・調査費受入額、知的財産権等収入額)

寄附金額については、1つの法人が大学以外の学校種を設置している場合には、当該学校種に対する寄附金も含まれる点に留意。

基盤的経費と競争的経費の割合の推移

大学段階における財政措置のうち、基盤的経費の割合は77.5%、競争的経費の割合は22.5%となっている。(平成29年度)



注) 割合は各年度における当初予算(一般会計)を基に算出。

国立大学法人運営費交付金等は大学共同利用機関法人分も含む。

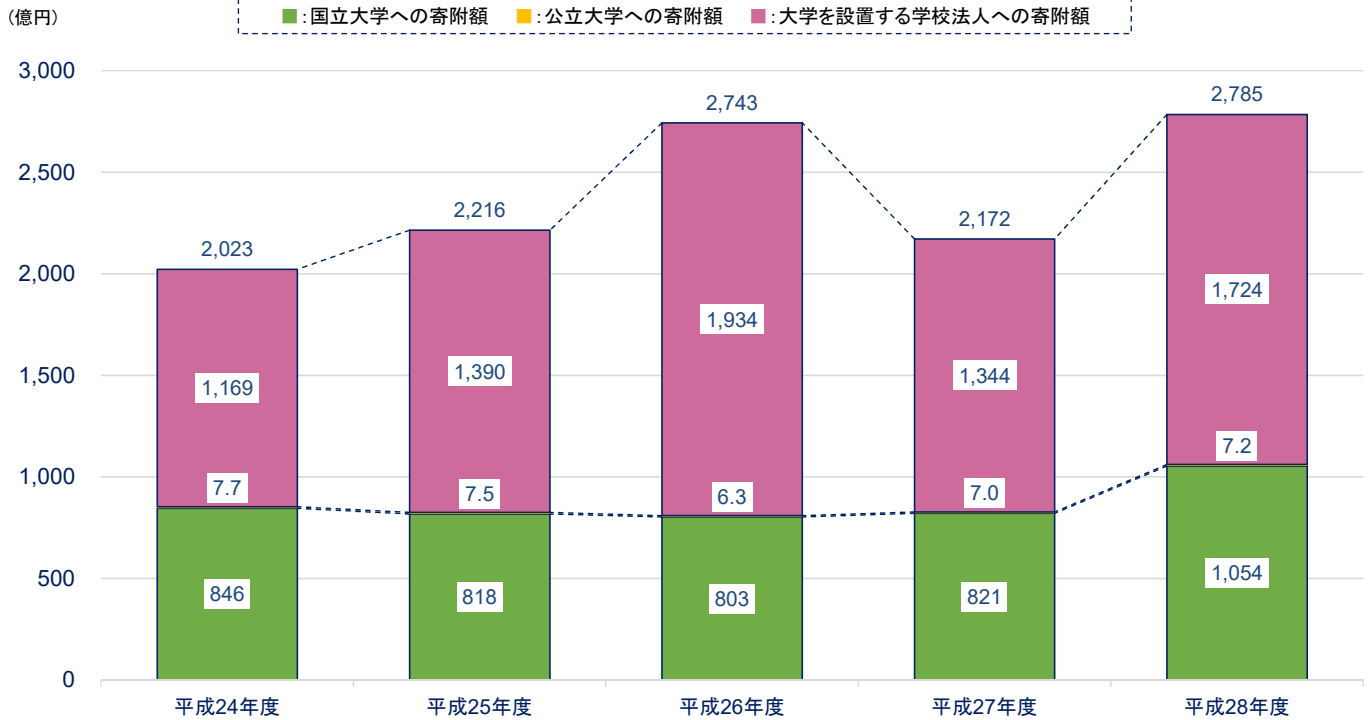
私立大学等経常費補助金は大学及び短期大学のほか、高等専門学校を設置する学校法人分も含む。

地方交付税・一般財源(公立大学)については都道府県市負担額(公立大学協会調べ)を基に算出。

競争的資金は公募等の結果大学外にも配分されている。

寄附額の推移

大学等への寄附額は約2,785億円であり、うち、国立大学は1,054億円、公立大学は7.2億円、大学を設置する学校法人は1,724億円となっている。(平成28年度)



注) 大学を設置する学校法人への寄附について、平成26年度の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

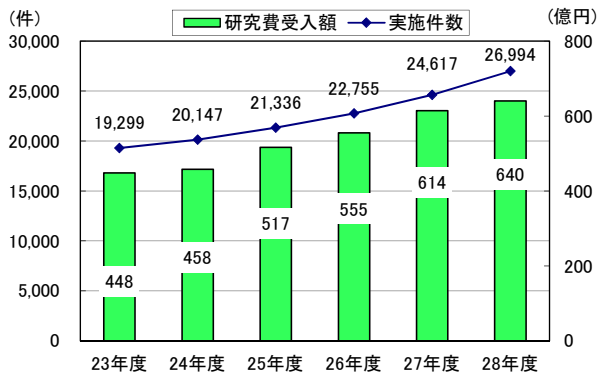
【出典】国立大学への寄附：寄附の実績等に関する調査（文部科学省調べ）

公立大学への寄附：平成29年度公立実態調査より（文部科学省調べ）

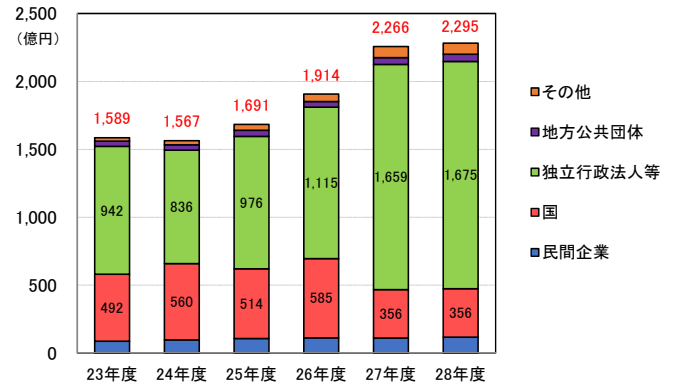
大学を設置する学校法人への寄附：私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成26年度版及び平成28年度版）」より文部科学省作成

研究収益等の推移

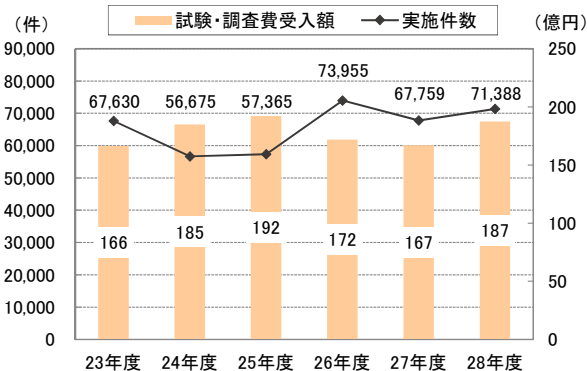
共同研究全体の実施件数及び研究費受入額の推移



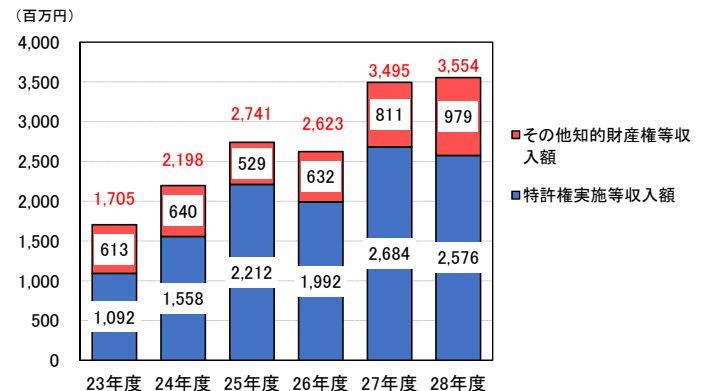
受託研究全体の手先別研究費受入額の推移



治験等の実施件数及び試験・調査費受入額の推移



知的財産権等収入額の推移



出典：平成28年度 大学等における産学連携等実施状況について（平成30年2月16日 文部科学省科学技術・学術政策局 産学連携・地域支援課 大学技術移転推進室）

大学等の授業料減免について

	予算	人数(割合)・一人当たり減免額	認定基準
国立大学	350億円 (H30予算) ※運営費交付金の内数	6.5万人(学部等12.0%、博士13.0%(注1)) 授業料の全額、半額又は一部を免除 ※授業料標準額は53万5800円 ※6.5万人は全額免除換算 (注1:分母は収容定員数)	各大学において基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 ・その他
公立大学 (短期大学含む)	約35億円 (H28実績) ※地方財政措置を講じている	約1.0万人(6.8%(注2))／ 平均33.3万円 (注2:分母は「学校基本調査」の学生数)	
私立大学 (短期大学、高等専門学校含む)	130億円 (H30予算)【1／2補助】 ※私立大学等経常費補助金の内数 ※上記の他、復興特別会計 12億円の内数	7.1万人(3.2%)／ 平均34万円(補助額17万円) ※人数は平成30年度予算案積算 ※補助額はH28実績	
国立高等専門学校	約5億円(H30予算) ※運営費交付金の内数	0.2万人(約10%) 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円	設置者である(独)国立高等専門学校機構において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
公立高等専門学校	約0.5億円(H30予算) ※地方財政措置を講じている	0.03万人 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円	各高専において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
専門学校	—	—	—

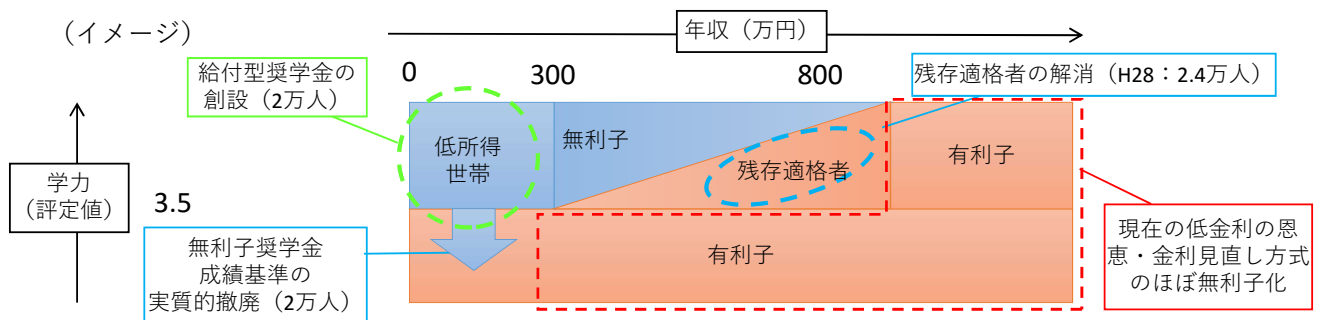
大学等奨学金事業について

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、

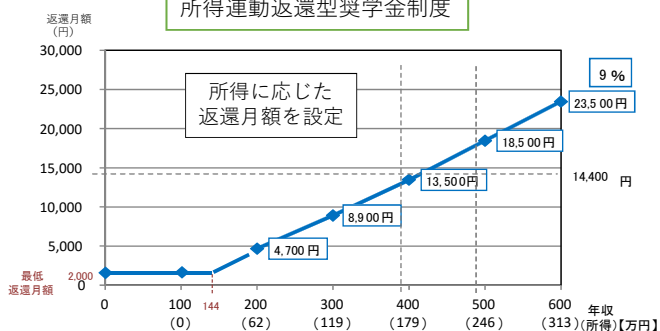
- ・給付型奨学金の創設
- ・低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃
- ・無利子奨学金の貸与人員の増員(残存適格者の解消)
- ・「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施

など、大学等奨学金事業の充実を図る。

(イメージ)



所得連動返還型奨学金制度



参考：住民税非課税世帯の生徒数

高校1学年あたりの生徒数(概数)

- ・児童養護施設退所者 — 約2千人
- ・生活保護世帯※ — 約1.5万人
- ・住民税非課税世帯※ — 約14.2万人

計15.9万人

※ 高校生等奨学給付金の受給実績に基づく

うち対象となるのは
大学等進学者
(6.1万人程度と推計)
奨学金貸与者: 4.5万人
うち無利子: 2.5万人

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成30年度予算>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の着実な実施
 - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
 - ③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等
- など、大学等奨学金事業の充実を図る。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金：105億円（35億円増）

平成29年度に創設・先行実施した制度を着実かつ安定的に実施。

【制度概要】

- ◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦
- ※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者
- ◇給付額：（国公立・自宅）月額2万円、（国公立・自宅外／私立・自宅）月額3万円（私立・自宅外）月額4万円
- ※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◇給付人員：22,800人〔うち新規 20,000人〕（平成29年度：2,800人）

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費：3,584億円（82億円増）
〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員：53万5千人

〔ほか被災学生等分3千人〕

③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費：8億円（2億円増）

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

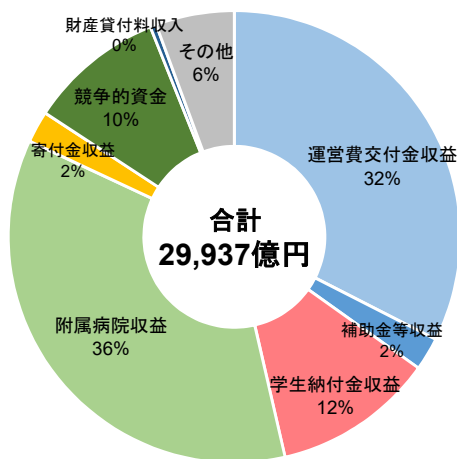
(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	53万5千人 〔新規貸与者分4万4千人増〕 〔他被災学生等分3千人〕	75万7千人 (5万8千人減)
事業費	3,584億円(82億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	6,771億円 (467億円減)
うち 一般会計 復興特会等	政府貸付金 一般会計:958億円 復興特会: 1億円 財政融資資金 32億円	財政融資資金 7,043億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2万円～12万円の1万単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時) 等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
30年度 採用者	家計 家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(700～1,290万円) 以下	一定年収(870～1,670万円) 以下
返還期間	卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (平成30年3月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.27%

日本の大学の財政状況

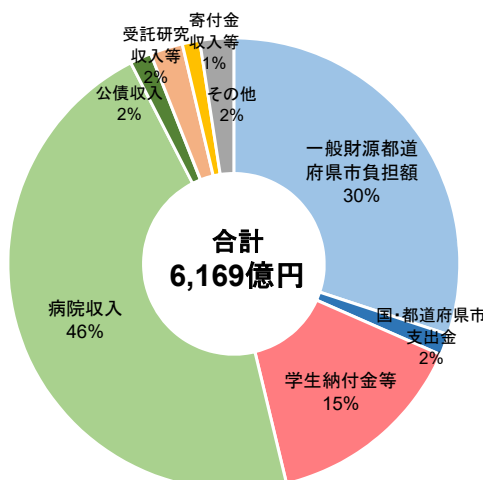
国立大学法人の収入の財源別比率は、公財政(運営費交付金、補助金等収益の合計)が34%、学生納付金が12%である。また、公立大学の財源別比率は、公財政(一般財源都道府県市負担額、国・都道府県市支出金の合計)が32%、学生納付金が15%である。これに対して、私立大学法人(附属病院や設置する高等学校以下の学校の収入も含む)は、学生納付金が51%を占める。

国立大学法人の収入状況(平成28年度)
(経常収益)



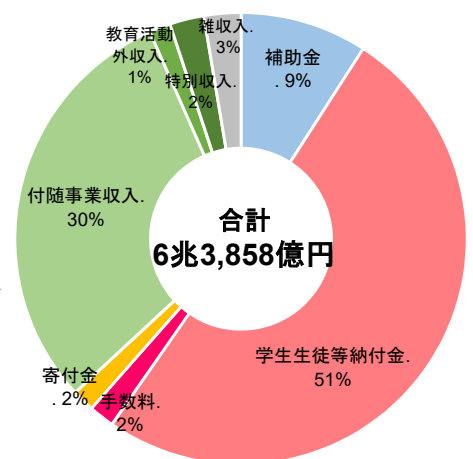
出典：各国立大学法人の平成28事業年度の財務諸表を基に文部科学省作成

公立大学の収入状況(平成28年度)



出典：公立大学実態調査(公立大学協会)H28決算のデータを基に文部科学省作成

私立大学の収入状況(平成28年度)
(大学法人の事業活動収入)

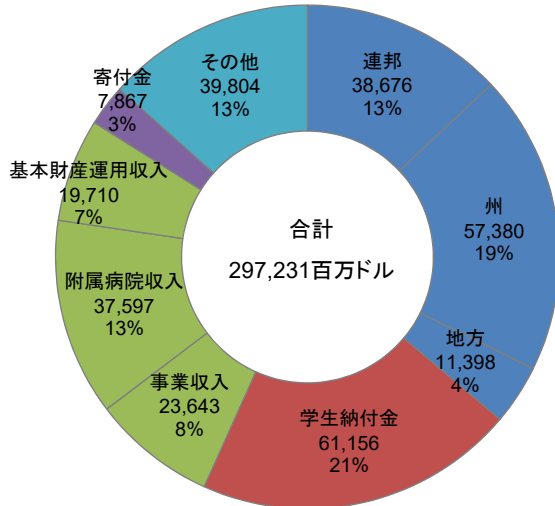


出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成29年度版)」
※548法人の事業活動収支計算書を集計
※大学(短大を含む)を設置している学校法人が高等学校以下の学校も設置している場合、それらの学校の収入も含む。

アメリカの大学の財政状況

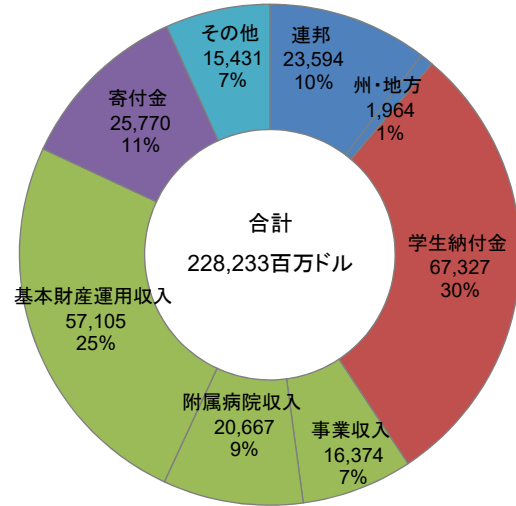
州立大学と私立大学のいずれもが多様な収入源を持つ点は共通しているが、財源別の収入構造の比率にはそれぞれ特徴がある。州立大学の収入の財源別比率は、公財政（連邦、州、地方の合計）が36%、学生納付金が21%である。これに対して私立大学は、公財政が11%、学生納付金が30%となっている。

州立大学収入の財源別構成(2013年)



連邦教育省の統計 (U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics 2015, Tab.333.10) を元に作成。

私立大学収入の財源別構成(2013年)

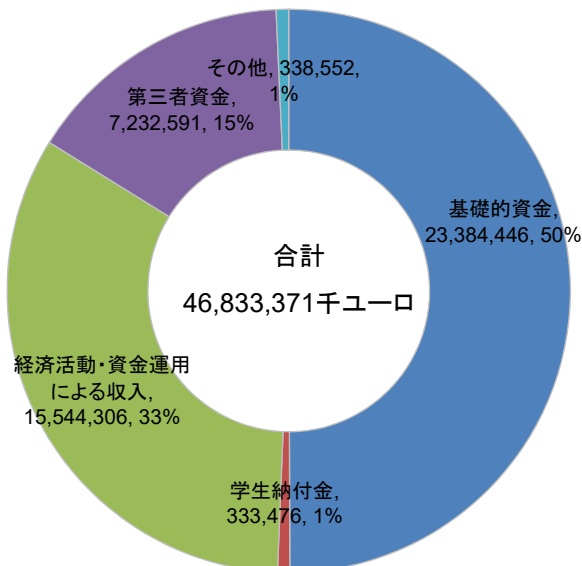


連邦教育省の統計 (U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics 2015, Tab.333.40) を元に作成。

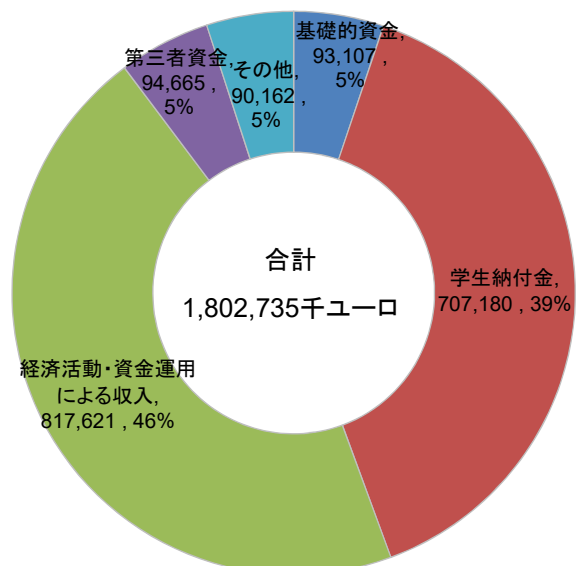
ドイツの大学の財政状況

州立大学の収入の財源別比率は、連邦や州から支出される基礎的資金が50%、学生納付金が1%である。これに対して私立大学は、基礎的資金が5%、学生納付金が39%となっている。

州立大学収入の財源別構成(2014年)



私立大学収入の財源別構成(2014年)



(注1) 基礎的資金・・・各高等教育機関の概算要求に基づき、連邦や州から支出される基礎的経費に対する助成。

(注2) 第三者資金・・・高等教育機関の教員の研究プロジェクト等を支援するための学外機関の競争的資金。

(注3) 経済活動・資金運用による収入・・・賃貸収入、企業や株式に収益（例えば配当金）、動産及び不動産、株式の譲渡による収益などの試算による収入（利子収入を除く）、公的部門及びその他の部門からの利子収入、スポンサーからの収入、その他の経済活動による収入（出版物、鑑定書、講演による収入、バーチャル学修課程や学修モジュールの商品化、免許や特許による収入、第三者による施設の利用料金、学生の消耗財の使用料金、動物病院の収入、実験農場の生産品の販売による収益、商品と委託販売による収益、保険の利用による収入、罰金及び過料による収入（裁判費用を含む））等

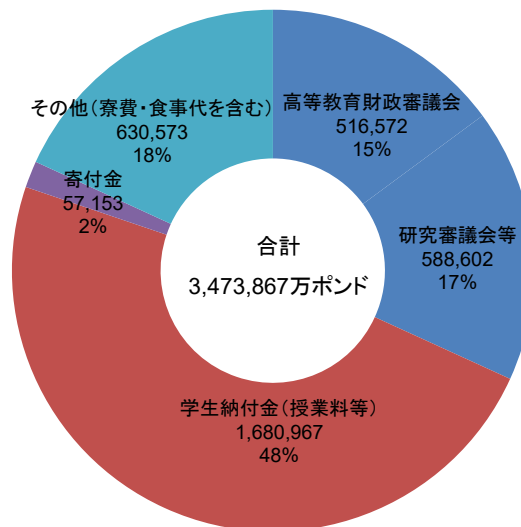
Statistisches Bundesamt: Finanzen der Hochschule, 2014 (Fachserie 11 Reihe 4.5)
(連邦統計局:高等教育機関の財政 2014年度版)を元に作成。

イギリスの大学の財政状況

イギリスの大学は、唯一の私学であるバッキンガム大学を除き、国立大学であり、公財政（高等教育財政審議会、研究審議会等の合計）が32%、学生納付金が48%となっている。

全大学の財源別構成（2015年度）

※小数点以下を四捨五入しているためグラフの合計値とは一致しない。



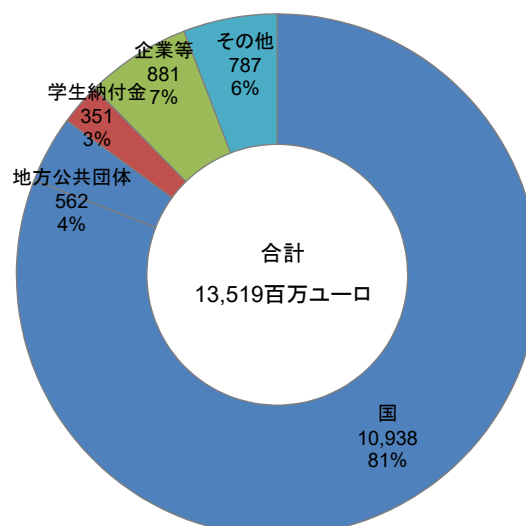
(注1) 高等教育財政審議会・・・ビジネス革新技能省の下に置かれている国の高等教育補助金配分機関。各大学への政府補助金の配分を行う。
 (注2) 研究審議会等・・・科学研究助成機関で、ビジネス革新技能省の下に置かれ、分野別に7つの機関からなる。
 (注3) 上記円グラフの各金額は、全大学(163校)中唯一の私立大学(バッキンガム大学)を含む値。

Higher Education Statistics Agency Limited 2017を元に作成。

フランスの大学の財政状況

フランスでは、大学は国立機関であり、財源の約9割は国・地方公共団体からの公財政である。

国立大学の財源別構成（2015年）

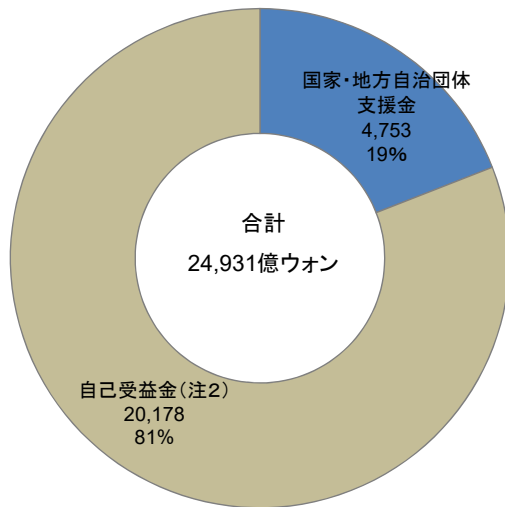


国民教育省、高等教育・研究・イノベーション省 Repères et références statistiques- édition 2017, 指標10.4(327頁)を元に作成。

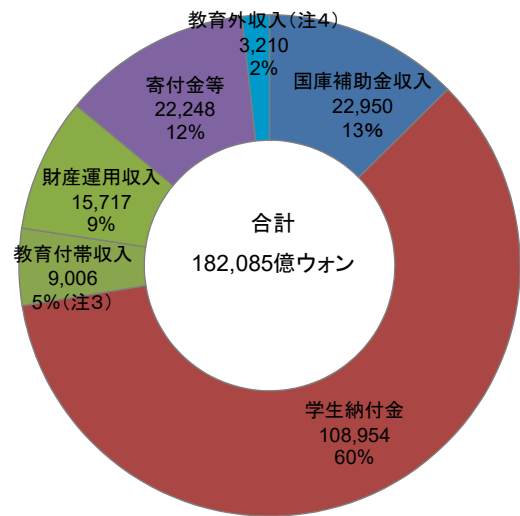
韓国の大学の財政状況

韓国では、国公立大学の財源における国家・地方自治団体支援金の比率は、19%である。
高等教育機関の約8割を占める私立大学の収入の財源別比率は、国庫補助金収入が13%、学生納付金が60%等となっている。

国公立大学(注1)収入の財源別構成(2015年度)



私立大学収入の財源別構成(2015年度)



(注1)国公立大学…国立大学, 国立教育大学, 公立大学を含む。
(注2)自己受益金…学生納付金, 寄附金, 事業収入等の大学の独自収入。
(注3)教育付帯収入…入試手数料収入, 証明・使用料収入, その他教育付帯収入を含む。
(注4)教育外収入…預金利子収入, 収益財産収入, その他教育外収入を含む。

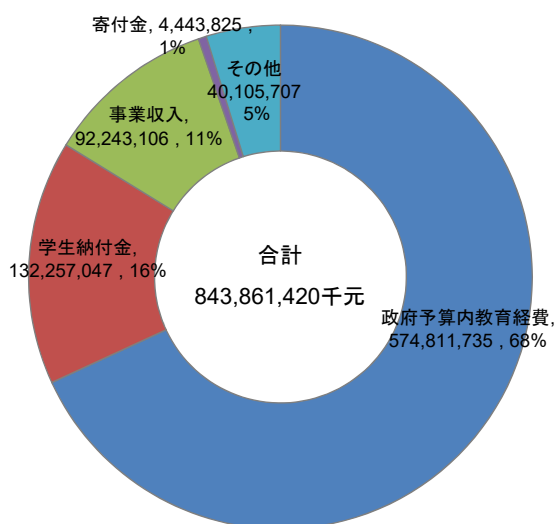
※数値は、病院収入や産額連携関連の資金は除いた財源別構成となっている。

教育部・韓国教育開発院(2016年)『教育統計年報』を元に作成。

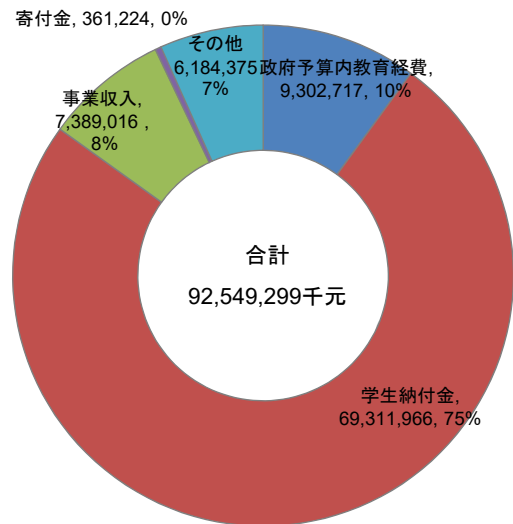
中国の大学の財政状況

国公立大学の収入の財源比率は、公財政が68%、学生納付金が16%となっている。
これに対して私立大学の収入は、公財政が10%、学生納付金が75%となっている。

国公立大学の財源別構成(2015年)



私立大学収入の財源別構成(2015年)



注1: 大学, 専科学校, 職業技術学院についての数値である。成人高等教育機関は含まない。
注2: 政府予算内教育経費に関連した収入は、国・地方の支出である。

教育部財務司「中国教育経費統計年鑑 2016」を元に作成。